

奈良県告示第二百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十六年十一月七日

奈良県知事 荒井正吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
有限会社 友愛	桜井市大字西之宮二二八一 一六	認知症デ イゆうみ ん	桜井市大字池之内一二二一 一	認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護	平成二十六年十月一日
社会福祉 法人信和 会	北葛城郡広陵町大字南郷八 四一	老人デイ サービス 翁の杜	北葛城郡広陵町大字南郷八 七	通所介護及び介護予防通所介護	平成二十六年八月一日
社会福祉 法人信和 会	北葛城郡広陵町大字南郷八 四一	老人介護 支援セン ターおき なの杜	北葛城郡広陵町大字南郷八 四一	居宅介護支援事業	平成二十六年八月一日
社会福祉 法人信和 会	北葛城郡広陵町大字南郷八 四一	訪問介護 ステーション おき	北葛城郡広陵町大字南郷八 四一	訪問介護及び介護予防訪問介護	平成二十六年八月一日

な
の
杜